

令和4年 3月11日

土木部 交通対策課

江東区自転車利用環境推進方針の改定について

1 経緯

(1) 平成28年3月 江東区自転車利用環境推進方針策定

※目的…秩序ある安全で快適な自転車利用環境の構築

※構成…3つの柱「まもる」「はしる」「とめる」

(2) 平成29年5月 自転車活用推進法施行

※目的…自転車の活用を総合的かつ計画的に推進する

※国土交通省と東京都…本法に基づき以下の計画を策定

国土交通省…自転車活用推進計画

平成30年6月 第一次計画

令和 3年5月 第二次計画

東京都 …東京都自転車活用推進計画

平成31年3月策定、令和3年5月改定

※計画の策定は都道府県及び市区町村においては努力義務

2 今後の取組み（区）

「まもる」「はしる」「とめる」の3つの柱に、自転車の活用に取り組む「いかす」を加え、コミュニティサイクルの活用や観光振興などの視点を取り入れる等、江東区自転車利用環境推進方針の改定を行う。

なお、改定にあたっては、これまでの6年間における取組・成果の検証も行う。

3 検討体制

副区長を委員長とする「江東区自転車利用環境推進方針検討委員会」を設置する。（次ページ別表）

4 スケジュール（予定）

令和4年 2月 江東区自転車利用環境推進方針検討委員会の設置

10月 中間案の作成

令和5年 3月 自転車利用環境推進方針【改定版】の策定・公表

別表

江東区自転車利用環境推進方針検討委員会 組織	
委員長	土木部を担当する副区長
委員	政策経営部長、地域振興部長、都市整備部長、土木部長、 企画課長、財政課長、文化観光課長、都市計画課長、 まちづくり推進課長、管理課長、道路課長、河川公園課長、 施設保全課長、交通対策課長、 深川警察署交通課長、城東警察署交通課長、 東京湾岸警察署交通課長